

岡山市配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

# 岡山市DV対策基本計画

～ 配偶者・パートナーからの暴力の根絶をめざして ～



岡 山 市

## はじめに

---

岡山市は、平成21年4月1日に政令指定都市としての歩みを始めました。政令指定都市という新たなステージへの移行を踏まえ、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕を策定し、「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」並びに「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」をめざす都市像として、その実現に取り組んでいます。この都市ビジョンにおきまして、男女共同参画社会の実現は重要な施策の一つと位置づけておりますが、それ以前からも岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画等に基づき、市民協働でさまざまな事業を行い、着実に男女共同参画の推進を図ってまいりました。



そうした中で、配偶者からの暴力（DV）は解決すべき重要な課題であると認識しております。そこで、この課題の解決に向けて、DV防止及びDV被害者支援のための施策を総合的かつ計画的に進めていくため、このたび市民の皆様と協働して岡山市DV対策基本計画を策定いたしました。DVは個人の尊厳を踏みにじる行為であるとともに、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。本計画に基づき、引き続き市民の皆様と共に、DVのない安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、原案作成段階からご尽力をいただいたDV防止基本計画策定ワーキンググループの皆様をはじめ、男女共同参画専門委員会の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

岡山市長 高谷 茂 男

# 目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景・趣旨	5
2 計画の位置付け及び見直し	5
第2章 基本的な考え方	
1 基本的な方向について	9
2 基本目標・基本施策について	9
3 計画の体系	11
第3章 計画の内容	
基本目標Ⅰ 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進	
1 市民へのDV防止啓発の推進	15
2 学校における男女平等教育や人権教育の推進	16
3 再発防止に向けての調査・研究	17
基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実	
1 被害者を早期に発見するための環境づくり	18
2 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実	19
3 男性からの相談に対応する体制の整備	20
基本目標Ⅲ 被害者の保護・自立に向けての支援の充実	
1 被害者の保護のための支援	21
2 住居確保のための支援	22
3 経済的自立のための支援	23
4 司法的解決に向けた支援	24
5 心の回復に向けた支援	25
6 子ども・高齢者に対する支援	26
7 個人情報の保護	27
基本目標Ⅳ 関係機関等との連携・協力の推進	
1 関係機関との連携・協力体制の強化	28
2 民間団体等との連携・協力及びDV被害者支援団体への支援の強化	29
3 苦情への迅速かつ適切な対応の推進	30
参考資料	31

## 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）が平成13年に制定され、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明記されました。そして、この法律に基づき、保護命令制度の導入などDVに関するさまざまな業務が開始されました。

本市では平成13年に制定した男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（以下、「さんかく条例」という。）にDV行為の禁止を規定するとともに、男女共同参画相談支援センターの設置や被害者の緊急一時保護を規定するなど、いち早くDVの相談業務等に取り組んできました。

そして、平成16年に改正されたDV防止法で、市町村も配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが可能となったことから、全国の市町村に先がけて改正法施行日から男女共同参画相談支援センターで同業務を開始しました。

また、平成14年に策定した男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画では「男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止」を重点目標として取り組み、平成19年に改定した新基本計画（以下、「新さんかくプラン」という。）においても「性別に基づいて起こる人権侵害の禁止」を重点目標の1つと位置付け、DV施策に積極的に取り組むこととしました。こうした折、平成19年に2回目のDV防止法の改正が行われ、市町村においても配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定に努めなければならないとされました。

これを受け、本市は、平成20年度に全国女性シェルターネット参加団体を対象に「DV被害者支援等に関する調査」を実施し、その結果も参考にしながら、DV防止のための施策をより一層推進していくために、平成21年度に市民と協働して、岡山市配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（以下、「岡山市DV対策基本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置付け及び見直し

岡山市DV対策基本計画は、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕に掲げる都市づくりの基本方向「3 安心していきいきと暮らせる岡山型福祉を組み立てる」の中の「1 ユニバーサル社会プロジェクト」を実現するためのものとしします。

また、DV防止法第二条の三第3項に基づく市町村基本計画として位置付け、本市のDV防止及び被害者支援のための施策を総合的に推進するための計画としします。

なお、この計画は、DV防止法第二条の二に基づく国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の内容に変更があり、本計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には見直すとともに、社会環境の変化にも適切に対応できるよう5年を目途に見直しを行います。



## 第2章 基本的な考え方

## 1 基本的な方向について

日本国憲法に個人の尊重と男女の平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法等に基づき、男女平等の実現に向けたさまざまな取組がなされる中で、とりわけ大きな社会問題となっているのがDVと親密な関係にある交際相手からの暴力（以下、「デートDV」という。）です。

今でも、「夫婦喧嘩は犬も食わぬ」「痴話喧嘩」といった表現にも見られるように、夫婦間や恋人同士の喧嘩は外部の者が関わることではないといった見方や考え方をされることがよくあります。しかしながら、そのような喧嘩として見過ごされているものの中には、身体に対する暴力やそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動など、DV防止法に規定されている配偶者からの暴力にあたる行為が多く存在していることが、各種調査や一時保護の件数から明らかになっています。

また、本市の男女共同参画相談支援センターにおける相談件数の推移を見ても、平成20年度のDVに関する相談件数は1,482件で、相談業務を開始した平成14年度の約4.2倍へ増加、平成20年度のデートDVに関する相談件数は80件で、統計を取り始めた平成18年度の約5.3倍へ増加するなど、長年にわたり潜在していたDVやデートDVの問題が顕在化していることは明らかです。そして、社会的性別（ジェンダー）に起因する形で生み出された男性優遇社会の中で、被害者の多くは女性であり、被害者の子どもや親が巻き込まれることも少なくありません。

このように、DVの問題は、特にDV防止法制定以後さまざまな形で見えるようになってきていますが、自ら声を上げにくい被害者はまだまだ存在しています。中でも、外国人・障害者・高齢者の被害者などは、そうした状況にあると考えられます。また、自分の大切なパートナーに対する行為がDVとなっていることに気づいていない加害者も多くいます。これらの人々に、DV防止法の目的を一刻も早く届ける必要があります。

DVやデートDVは、個人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であるとともに、犯罪となる行為をも含むものであり、男女共同参画社会を実現する上でも解決すべき重要な課題です。こうしたことから、本計画においては、目指すべき基本的な方向を「配偶者・パートナーからの暴力の根絶」とし、次に述べる基本目標・基本施策により、その実現に向けて取り組むこととします。

## 2 基本目標・基本施策について

「配偶者・パートナーからの暴力の根絶」に向けた取組を総合的かつ計画的に行うために、DVを防止する観点及び被害者を支援する観点から4つの基本目標と16の基本施策を設定し、各種施策を行います。施策の実施に当たっては、外国人・障害者・高齢者等が必要な支援を受けられるよう十分に配慮します。また、基本目標Ⅲの施策の一部を除き、DVだけではなくデートDVを考慮した対応に努めます。

### ■基本目標Ⅰ 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

DVを防止するためには、DV行為に関しての市民の認識を高めていくことが必要です。また、デートDVを防止するためにも、学校において男女平等教育等の中でDV防止につながる教育を進めていく必要があります。さらに、被害者を生まないために、DVの再発を防ぐための方策について調査研究することも必要と考えられます。こうしたことから、次の3つの基本施策を掲げています。



- 1 市民へのDV防止啓発の推進
- 2 学校における男女平等教育や人権教育の推進
- 3 再発防止に向けての調査・研究

#### ■基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすいという特性があります。そのため、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることが、被害の深刻化を防ぐ上でも重要です。

また、複雑かつ多岐にわたる相談に対して適切な支援を行うには、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係課が連携し対応する必要性が高まっています。それに加えて、多くの場合に加害者となっている男性からの相談への対応についても検討していく必要があります。こうしたことから、次の3つの基本施策を掲げています。

- 1 被害者を早期に発見するための環境づくり
- 2 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実
- 3 男性からの相談に対応する体制の整備

#### ■基本目標Ⅲ 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者の支援を行う基盤として非常に重要です。一時保護が安全かつ確実に実施できるような支援を行うとともに、個人情報の厳重な管理が必要です。

また、被害者の自立に向けては、住居の確保や経済面での支援、精神面での支援、司法の面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って切れ目なく多角的に行う必要があります。こうしたことから、次の7つの基本施策を掲げています。

- 1 被害者の保護のための支援
- 2 住居確保のための支援
- 3 経済的自立のための支援
- 4 司法的解決に向けた支援
- 5 心の回復に向けた支援
- 6 子ども・高齢者に対する支援
- 7 個人情報の保護

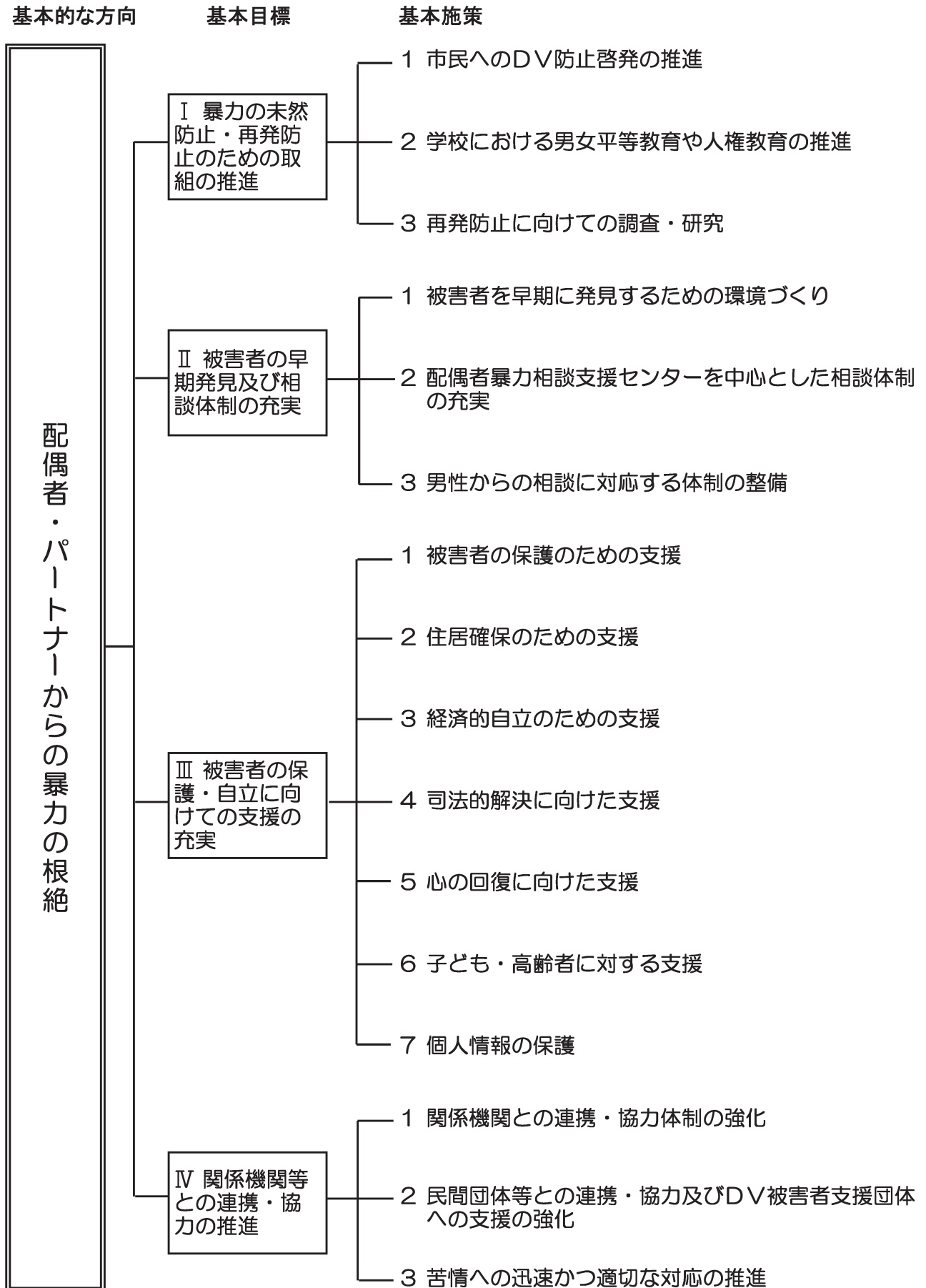
#### ■基本目標Ⅳ 関係機関等との連携・協力の推進

DV防止の周知、被害者の発見、被害者の自立支援など、あらゆる場面で関係機関や民間団体と連携・協力してDV施策に取り組むことが有効かつ重要です。より広範な機関や団体との連携・協力を構築するとともに、これまでの連携・協力体制を強化する必要があります。

また、被害者支援等において苦情があった場合には適切な対応に努め、必要に応じて支援の仕方の見直し等を行うことが大切です。こうしたことから、次の3つの基本施策を掲げています。

- 1 関係機関との連携・協力体制の強化
- 2 民間団体等との連携・協力及びDV被害者支援団体への支援の強化
- 3 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

### 3 計画の体系





## 第3章 計画の内容

1 市民へのDV防止啓発の推進

＜現状と課題＞

配偶者からの暴力行為に関する市民の認識について、「人権問題に関する市民意識調査報告書（平成21年3月岡山市発行）」を見ると、どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合は、「刃物などを突きつけて、おどす」92.9%、「足でける」81.9%、「平手で打つ」75.1%、「いやがっているのに性的な行為を強要する」71.6%、「生活費を全く渡さない」67.0%、「なぐるふりをして、おどす」61.1%、「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」58.5%、「『だれのおかげで生活できるんだ』とか『かいしょうなし』という」57.9%、「何を言っても長時間無視し続ける」51.2%、「大声でどなる」50.7%、「交友関係や電話を細かく監視する」45.4%となっています。それぞれの暴力行為について概観すると、どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合は、身体的暴力＞性的暴力＞経済的暴力＞精神的暴力の順で高くなっており、DV防止法を知っている人ほど、また講演・研修へ参加した人ほど暴力行為への認識が高くなる傾向が見られました。

こうしたことから、DV防止啓発講座等への参加者の増加を図ることはDVを防止する上で有効であると考えられますが、その参加者数は十分とは言えない状況です。市男女共同参画社会推進センター（以下、「さんかく岡山」という。）はもとより、公民館等で取り組んでいる生涯学習においてもDV防止啓発講座を取り入れるとともに、内容や講座名の工夫などにより参加者の増加を図るなど、より多くの市民への継続的な周知を行い、DVを人権問題として決して認めないという気運を醸成していく必要があります。

また、若い層のデートDVについては深刻な内容もあり、高校生などの当事者をはじめ、保護者や地域社会の人にもその実態を知り理解してもらう必要があります。

これらのDV防止の周知にあたっては、外国人・障害者・高齢者等の情報弱者へも伝達されるような配慮が必要です。

【具体的な施策】

- (1)市男女共同参画推進週間や国の「女性に対する暴力をなくす運動」「犯罪被害者週間」「人権週間」などの機会をとらえ、DVやデートDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることの理解を深めるための講座の実施や広報を行います。〔男女共同参画課、人権推進課〕
- (2)生涯学習の場へ支援現場にいる民間のサポーターなどの人材を講師として派遣するなど、地域の人にDVやデートDVについて周知します。〔男女共同参画課、生涯学習課〕
- (3)事業者や地域の団体等へ、啓発や出前講座を実施します。〔男女共同参画課、人権推進課〕
- (4)外国人や障害者等にもDVに関する情報が届きやすくなるよう、必要に応じてリーフレット等の啓発資料の多言語化・ルビ振り・点字化などによる情報伝達手段の多様化を行います。また、効果的な情報伝達の手法について研究します。〔男女共同参画課、国際課、障害福祉課、高齢者福祉課〕



## 2 学校における男女平等教育や人権教育の推進

### ＜現状と課題＞

平成15年度に小学校向けの「男女平等教育指導の手引」、平成16年度に中学校向けの「男女平等教育指導の手引」を作成し、市内の全小中学校で男女平等教育を進めてきました。新さんかくプランにおいても、男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合を小中学校ともに100%とすることを目標として取り組んでおり、平成19年度の実施割合は小学校が97.8%、中学校が98.9%です。

そのうちDV防止に関しては、中学校の男女平等教育の10ある学習主題の1つに位置づけ、DVについて理解し、そうした人権侵害を許さない意識や態度を育むこととしていますが、DV防止に関する授業の実施状況をみると、約3割のクラスでの実施となっています。

平成20年度に、全国女性シェルターネット参加団体を対象として本市が行った「DV被害者支援等に関する調査」で、デートDVへの対応について尋ねたところ、学校教育で取り組んでほしいとの意見が大勢を占めていることも踏まえると、DV防止につながる教育については、男女平等教育等の中で、引き続き積極的に取り組んでいく必要があると考えられます。

また、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育て、他者への想像力や共感性、表現力やコミュニケーション能力等を向上させることで、様々な場面で自分の大切さとともに他の人の大切さを認める行動ができるような取り組みを進める必要があります。

### 【具体的な施策】

- (1)「男女平等教育指導の手引」を小中学校でさらに活用するなど、児童生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点をいれた学習を進めます。〔指導課〕
- (2)これまでに実施したDV防止に通じる授業の事例研究や、民間の知見の活用などを通じて、中学校・高等学校においてDVやデートDV予防につながる取組を促進します。〔指導課、男女共同参画課〕
- (3)さまざまな人権課題をテーマとした授業を通じて児童生徒の人権意識を高めるとともに、日常生活の中で暴力ではなく、話し合いで問題解決ができるように話し合い活動の充実を図ります。〔指導課〕
- (4)性と生殖に関して健康であることの重要性を理解し、自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりを持てるよう、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。〔健康づくり課、保健体育課〕
- (5)教職員（管理職を含む）を対象に男女共同参画を主なテーマとした研修を行い、教育現場に男女共同参画の理念が反映されるよう努めます。〔指導課、総合教育センター〕
- (6)市内の市立学校以外の私立学校等について、教育現場に男女共同参画の理念が反映されるよう、さまざまな機会を通じて働きかけを行うよう努めます。〔男女共同参画課〕

### 3 再発防止に向けての調査・研究

#### <現状と課題>

DV防止法第25条では「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の推進に努めるもの」と規定されています。

国においては、平成14年度から配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究が行われ、諸外国の制度や運用の実態、国内での加害者更生プログラム試行の結果などの報告書がこれまでに取りまとめられています。そうした調査研究の結果として、加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多いとされています。このことから、配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準等が国において示されていますが、加害者更生プログラムの有効性については評価がさまざまであることなどから、現在は加害者向けプログラムを市として実際に行うのは困難な状況にあります。

しかしながら、配偶者・パートナーからの暴力を防止していく上では、加害者が再び暴力を振るうことがないように行動を変革するための働きかけを行うことは大切な施策であることから、さまざまな社会資源を活用することで、どのような効果的な加害者更生の方策が可能であるかについて探り、将来的にはプログラム作成・実施に取り組む必要があります。

また、男女共同参画相談支援センターで相談を受けた被害者の中には、将来の生活や子どもについての不安、日本人の配偶者をもつ外国人の場合には在留資格の不安などから家を出ることがためらわれ、夫が変わってくれたらと願いながら家にとどまる事例も多く見られます。暴力を受けながらも家にとどまる被害者には、安全計画等の情報を提供し続けるなど、継続して安全を確保するための支援のあり方も検討する必要があります。

#### 【具体的な施策】

- (1) DV加害に関する調査研究等の情報収集を行います。〔男女共同参画課〕
- (2) 被害者の視点に立ち、加害者の元にとどまる被害者の心理状態等にも理解を深めながら、被害者の安全を確保するための安全計画の情報提供の仕方や見守り支援のあり方に関して研究します。〔男女共同参画課〕





## ■基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

### 1 被害者を早期に発見するための環境づくり

#### <現状と課題>

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（平成21年）」によれば、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれか1つでも受けたことが「何度もあった」と答えた女性は10.8%となっています。

本市が行った「男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成17年）」でも、身体的暴力について「何度もあった」と回答した女性は3.8%、「数回あった」と回答した女性は18.2%となっており、約5人に1人の女性が身体的暴力を受けたことがあるという結果となっています。

一方で、「新さんかくプラン行政評価（平成20年度）」によれば、市内にある公的なDVの専門的相談機関の周知度は約3割の人が知っているという状況であり、一定の周知は図られつつあるものの、さらなる周知が必要です。

また、DVは外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、被害も深刻化しやすいことから、保健・医療機関や学校、地域で活動している人々との連携等により、早期に発見するための環境を整えていく必要があります。

#### 【具体的な施策】

- (1) DV相談窓口を掲載したカード・リーフレット・情報誌等を作成し配布することで、相談窓口の周知を行います。〔男女共同参画課〕
- (2) 民生委員・児童委員、愛育委員、DV被害者サポーターをはじめ、安全安心ネットワークなどの地域で活動している団体等にDV防止のための情報提供や研修を行うなど、被害者を早期に発見するための働きかけを行います。〔男女共同参画課、福祉援護課、健康づくり課、安全・安心ネットワーク推進室〕
- (3) 保健・医療機関、地域こども相談センター、学校、幼稚園、保育園、地域子育て支援センター、地域包括支援センターと連携・協力することで、被害者の早期発見に努めます。〔男女共同参画課、健康づくり課、保育課、こども企画課、こども福祉課、高齢者福祉課、市民病院、学校、幼稚園、保育園〕
- (4) DV防止法に基づく通報を受けた場合には、被害者の安全を確保しつつ、通報者や関係機関と連携し、必要な情報提供を行うなど、迅速かつ適切に対応します。〔男女共同参画課、関係課〕



## 2 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

### <現状と課題>

市では、平成14年に男女共同参画相談支援センターを設置して、DVに関する相談業務を開始し、平成16年12月には配偶者暴力相談支援センターとしての機能を加え、相談に応じてきました。DVに関する相談件数は、平成14年度には351件でしたが、平成20年度には1,482件となり、約4.2倍に増加しています。デートDVに関する相談件数は、統計を取り始めた平成18年度には15件でしたが、平成20年度には80件となり、約5.3倍に増加しています。

相談内容については複雑かつ多岐にわたっており、適切な被害者支援を行うには、法律や心理などの専門家や関係課等が連携することが不可欠となっています。そうした際に、二次的被害が生じないよう配慮することに加え、被害者が繰り返し自分の置かれた状況を説明し各種手続きを進めることは被害者の負担が大きいことが指摘されていることから、被害者の負担軽減のための方策を検討する必要があります。

また、必要としている支援を被害者が受けることができるよう、相談員が適切な情報提供等を行うとともに、関係課の効果的な連携により円滑な支援が行えるような体制を整備していくことが重要です。

### 【具体的な施策】

- (1) DVの専門的な相談機関として、男女共同参画相談支援センターにおいて相談業務を行います。〔男女共同参画課〕
- (2) 日本語での会話によるコミュニケーションが困難な外国人、障害者の相談者に対しては、庁内関係課の連携等により、可能な限り通訳や手話等を介した相談・各種支援を行うよう努めます。〔男女共同参画課、国際課、障害福祉課〕
- (3) 高齢の相談者に対しては、必要に応じて地域包括支援センター等と連携するなどして、適切な相談や支援を行うよう努めます。〔男女共同参画課、高齢者福祉課〕
- (4) 男女共同参画相談支援センター等への相談者のうち、悩みを解決するために必要と認められる相談者に対して、弁護士・精神科医師等の専門家による特別相談を実施します。〔男女共同参画課〕
- (5) 市の複数の窓口で被害者が手続きをする場合に、被害者の負担を軽減するための手続きの一元化について適切な方法を検討し実施します。〔男女共同参画課、関係課〕
- (6) 必要に応じて被害者に同行し、被害者の負担軽減と手続きの円滑化を図ります。〔男女共同参画課〕
- (7) 男女共同参画相談支援センター等の相談員の資質向上並びにバーンアウト（燃え尽き）状態を防止するために、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパービジョンを実施します。〔男女共同参画課〕
- (8) 被害者への二次的被害の防止や、被害者が安心して各種手続きを行うことができるようにするため、関係窓口職員の研修を実施します。〔男女共同参画課、関係課〕
- (9) 被害者への適切かつ円滑な支援を行うため、関係課が効果的な連携を行うことを目的とする庁内ネットワーク会議を新たに設置します。〔男女共同参画課〕

### 3 男性からの相談に対応する体制の整備

#### <現状と課題>

男女共同参画相談支援センターにおいて、年々増加しているDV被害に関する相談のほとんどは女性からの相談ですが、そのことは男性の加害行為がそれだけ多く発生していることを示していると言えます。しかしながら、加害者にはその罪の意識が薄いという傾向が指摘されており、配偶者が家を出る、保護命令が出る、離婚調停を申し立てられるといった状況になってはじめて、その加害行為に本人が気づく場合もあります。

そうした際の加害者の反応として、これまでに男女共同参画相談支援センターでは、配偶者の所在を探索するケースと、暴力をやめるための相談をしてくるケースが見られました。いずれの場合も、その件数は数件と少ないものの、被害者の一時保護の件数などからみても、DVに関連して広い意味での何らかの悩みを抱えている男性は、潜在的に相当数存在すると考えられます。こうした男性が、加害行為自体または加害行為の重さに気づいたとしても、相談をしやすい環境は整っていないのが実状です。このため、DV加害を含む男性の抱える悩みについて対応するための方策を検討していく必要があります。

また、暴力は加害者がそれまでの人生の中で学習してきた行動ですが、DV加害者についてはアルコールや薬物の問題も併せ持っている場合があることから、依存症的な側面からも適切な対応を探っていく必要があると考えられます。

一方で、割合は低いものの男性の被害も報告されていることから、男性被害者への対応も検討する必要があります。

#### 【具体的な施策】

- (1)男女共同参画相談支援センター以外の場所に、DV加害・被害を含む男性の生き方に関するさまざまな悩みについて、男性が相談しやすい窓口の設置を検討します。〔男女共同参画課、健康づくり課〕
- (2)こころの健康センターにおいてアルコールや薬物の依存症相談などの専門相談を行うとともに、適切な支援機関の紹介などを行います。〔こころの健康センター〕



1 被害者の保護のための支援

＜現状と課題＞

市では被害者の安全を確保するため、さんかく条例に基づき、DV防止法に規定する一時保護が開始されるまでの間、被害者の緊急一時保護を24時間体制で行っています。その実施件数は、平成14年度に開始して以来、年間2件から10件の間で推移しています。この緊急一時保護は、夜間などに被害者の安全を迅速に確保し、確実に一時保護へつなぐのに有効であるため、引き続き適切な対応に努める必要があります。

そして、一時保護につなぐ際に、被害者の状況によって、同伴する子どもを被害者とは別に保護する必要がある場合には、関係部署が連携し適切な対応をすることが必要です。

また、県の一時保護施設の状況等によって、被害者の受け入れが困難な場合は、県からの委託により市の施設で一時保護するとともに、DV防止法による接近禁止の保護命令を受けた被害者等を市の施設で保護するなど、被害者の安全を最優先にした対応が必要です。

【具体的な施策】

- (1) 被害者からの申し出により、DV防止法に規定する一時保護が開始されるまでの間、被害者と同伴家族を市が指定した保護施設に保護する緊急一時保護を引き続き24時間体制で実施します。〔男女共同参画課〕
- (2) DV防止法に規定する一時保護業務について、県からの委託により市の施設で実施します。〔こども福祉課〕
- (3) DV防止法に規定する一時保護につなぐ際に、同伴する子どもを被害者と別に保護する必要がある場合には、関係部署が連携し適切な保護を行います。〔男女共同参画課、関係課〕
- (4) DV防止法による接近禁止の保護命令の決定を受けた被害者及び同伴する家族については、被害者からの申し出により、当該保護命令の効力が有する間、市の施設で保護するよう努めます。また、保護命令の再度申し立てが認められた場合には継続して保護します。〔こども福祉課、男女共同参画課〕

## 2 住居確保のための支援

### <現状と課題>

被害者の居住の安定を図ることは、被害者が生活を再建する上で重要ですが、被害者は、保証人の確保や経済的な面で、住宅を確保することが困難な場合があります。

このため、市では市営住宅の入居者選考に当たって、被害者の当選率を優遇したり、緊急的に住居を必要とする被害者に対して、市営住宅の目的外使用を認めたりするなど、市営住宅の弾力的な運用を図ってきました。

しかしながら、平成20年度の市営住宅への平均応募倍率は8.9倍であり、高齢者世帯など他に優遇抽選の対象となる世帯も多いことから、実際には希望する住宅へ当選しにくい状況にあります。また、市営住宅の目的外使用による入居は比較的短期間を想定していることから、長期間の入居を希望する被害者への住宅供給は充分であるとは言えない状況です。

こうしたことから、今後は市営住宅への入居支援に加えて民間賃貸住宅への入居を支援するための制度を検討するなど、被害者が安心して住宅を確保できるようにセーフティネットを強化していく必要があります。この場合にも、外国人・障害者・高齢者など、それぞれの事情を考慮した住宅確保が必要です。

### 【具体的な施策】

- (1) DV防止法による保護命令の決定を受けた被害者・一時保護された被害者・男女共同参画相談支援センターでDVの相談をしたことが認められる被害者については、市営住宅の入居者の選考に当たり、当選率を優遇します。〔住宅課〕
- (2) DV防止法による保護命令の決定を受けた被害者・一時保護が終了した被害者については、市営住宅の目的外使用による入居に配慮し、適切に対応します。〔男女共同参画課、住宅課〕
- (3) 被害者の住のセーフティネットの構築・強化のため、民間賃貸住宅にかかわる団体や保証会社との連携による家賃債務保証等について研究・検討します。〔住宅課〕

### 3 経済的自立のための支援

#### <現状と課題>

被害者は、専業主婦であったり、就業していてもDVから逃れる際に失職を余儀なくされたりするなど、生活面や経済的に弱い立場におかれていることが少なくありません。現在、雇用形態の変化や有効求人倍率の低迷などにより雇用環境は厳しい状況にありますが、被害者に対する就業支援を行うことが重要です。特に子どもを同伴している被害者については、保育園への入園に配慮するなど、再就職に向けて十分な情報収集や職業訓練等が可能となるような環境を整えていくことが必要です。

また、DV被害により早期の就業が困難な場合には、各種福祉施策を活用し、就業に向けた準備に取り組める環境を整えることも大切です。

さらに、被害者が加害者の元を離れ新たな生活を開始する際に必要な生活用品の提供を行うことや、外国人で日本語によるコミュニケーションが困難な人については、生活や就業に必要な日本語を身近な場所で学習する機会を提供することも必要であると考えられます。

#### 【具体的な施策】

- (1) DV被害の状況によっては、早期の就労が困難な場合もあることから、福祉施策（母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費、資金貸付制度、児童扶養手当、生活保護等）を活用するなどし、被害者が安心して就業の準備に取り組めるよう支援します。〔男女共同参画課、福祉事務所、こども福祉課、関係課〕
- (2) 被害者の再就職に向け、就業に関する相談窓口についての情報提供や再就職支援講座を開催します。〔男女共同参画課、こども福祉課、雇用対策課〕
- (3) 子どもを同伴している被害者が、安心して就業のための活動ができるよう、保育園への入園に配慮します。〔保育課〕
- (4)生活用品の提供が必要であると認められる被害者に対して、東部リユースぷらざにおいて提供している家具・家電製品・自転車等の再生品を無償で優先的に提供します。〔男女共同参画課、東部リユースぷらざ〕
- (5)外国人に対しては、生活や就業に必要な日本語の学習機会の提供等を行います。〔男女共同参画課、国際課〕



## 4 司法的解決に向けた支援

### <現状と課題>

被害者が加害者の元から避難して新しい生活を始める場合に、保護命令の申し立てや離婚の手続きなどの場面で、司法的解決を図る必要があることも少なくありません。

男女共同参画相談支援センターにおいては、被害者に対して保護命令制度についての十分な情報提供や説明を行い、制度の利用希望がある場合には迅速かつ適切な対応を行うことが重要です。

また、離婚の手続きにあたって、離婚調停や離婚裁判などに至った場合は、弁護士などの専門的な立場にある人からの助言が得られるような支援も必要です。さらに、被害者は手続きの際に裁判所等で加害者に接触するのではないかと、自分の思いが伝えられるかなどの不安を抱えていることもあり、被害者が安心して司法的解決に向き合えるように、相談員・DV被害者サポーター等による同行支援を行う必要があります。

### 【具体的な施策】

- (1)市民誰もが気軽に相談できる無料法律相談を実施し、弁護士が専門的な立場から相談に応じます。〔安全・安心ネットワーク推進室〕
- (2)男女共同参画相談支援センターまたは各福祉事務所の女性相談への相談者のうち、法的な解決が必要と認められる相談者に対して、弁護士による特別相談を実施します。〔男女共同参画課〕
- (3)被害者が保護命令の制度の利用を希望する場合には、男女共同参画相談支援センターが、警察等とも連携しながら安全に配慮し、適切な支援を行います。〔男女共同参画課〕
- (4)保護命令の申し立てや離婚調停手続などの際に、必要に応じて相談員やDV被害者サポーター等が被害者への同行支援を行います。〔男女共同参画課〕

## 5 心の回復に向けた支援

### <現状と課題>

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（平成21年）」によれば、配偶者から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかの被害を受けた経験のある女性は、全ての年齢層で3割を超えています。女性全体では、「身体的暴行のみ」を受けたという人が10.0%、次いで「身体的暴行・心理的攻撃・性的強要」の3種類を受けた人が7.2%となっています。

また、これまでに配偶者から何らかの被害を受けたことのある女性のうち、怪我をしたり精神的に不調をきたしたことがあるという人は34.8%という深刻な結果になっています。

このように、被害者はさまざまな暴力を繰り返し受ける中で心身の不調を抱えることも多くなっていて、たとえ加害者の暴力から逃れられたとしても、加害者が追ってくるのではないかという恐怖心や将来への不安など、さまざまな悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥る場合も少なくありません。こうしたことから、専門的な立場の精神科医師等による相談ができる機会や、同じような困難や傷つきを抱えている仲間と出会い、安心してお互いの情報が交換できる場を設けるなどにより、心の回復を進めていく必要があります。

### 【具体的な施策】

- (1)男女共同参画相談支援センターまたは各福祉事務所の女性相談への相談者のうち、専門的な心のケアが必要と認められる相談者に対しては、精神科医師やカウンセラーによる特別相談や、こころの健康センターでの相談を実施します。〔男女共同参画課、こころの健康センター〕
- (2)安全かつ安心できる環境で被害者同士が情報を交換し合うことは、被害者の回復に有効であるとされていることから、そうした場を設け被害者の心身の回復を図ります。〔男女共同参画課〕



## 6 子ども・高齢者に対する支援

### <現状と課題>

DVがある環境にいる子どもの心は、深く傷ついています。児童虐待の防止等に関する法律において、子どもに著しい心理的外傷を与えるDVなどの言動は、児童虐待と位置付けられています。

そうした被害を受けた子どもの回復には、それぞれの子どもの状況に応じてカウンセリング等の精神的な支援を行う必要があります。また、学校への就学についての適切な対応、学校・幼稚園・保育園などの学校生活の場で子どもが適切な配慮を受けられるようにすることなど、関係機関が連携して支援することも重要です。

さらに、加害者の下にとどまっている子どもについても、情報収集等を行うことが必要です。

また、被害者に同伴する家族が高齢者の場合には、地域包括支援センター等と連携した支援が必要です。

### 【具体的な施策】

- (1)被害者が安心して生活の再建に取り組めるよう、被害者の子どもの就学に適切に対応するとともに、学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携して、子どもを取り巻く環境の整備や心のケア、学習支援などを行います。〔男女共同参画課、就学課、指導課、保育課、学校、幼稚園、保育園〕
- (2)子どもへの支援に関して専門的な相談等が必要な場合は、こども総合相談所・地域子育て支援センター・スクールカウンセラー等が連携して対応します。〔地域こども相談センター、こども総合相談所、保育課、指導課〕
- (3)被害者の子ども（加害者の下にとどまっている子どもを含む）の安全確保に向けて、学校・幼稚園・保育園等との連携を強化します。〔男女共同参画課、地域こども相談センター、こども総合相談所、学校園、保育園〕
- (4)教員、養護教諭等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者に配慮すべき事項等について周知を図ります。〔男女共同参画課、指導課、保健体育課、保育課〕
- (5)地域の保健活動において、子どもの発育や発達に関する相談等を実施し、母子の健康を支援します。〔健康づくり課〕
- (6)被害者に同伴する家族が高齢者の場合には、地域包括支援センター等と連携し、見守りや情報提供、社会資源の利用促進などを行います。〔男女共同参画課、高齢者福祉課〕



## 7 個人情報の保護

### <現状と課題>

DVの相談は、相談者自身の情報はもちろんのこと、配偶者・子ども・親族の情報等の広範な人間関係にわたる内容を含んでおり、プライバシーに深く立ち入ったものでもあることから、その情報は厳重に管理しなければなりません。一方で、被害者に有効な支援をしていくためには、関係機関等と被害者の情報を共有することが不可欠です。そのため、関係機関等への適切な情報提供とその情報の漏洩がないよう厳重な管理を行う必要があります。

また、住民基本台帳の閲覧制限をしている被害者については、安全確保の観点から、その個人情報について細心の注意を払い管理を徹底する必要があります。そのために、住民基本台帳情報を利用して行う業務については、情報が漏洩することのないよう、システム上での安全性を高めていくことが重要です。

### 【具体的な施策】

- (1)相談記録等の個人情報は、厳重に管理します。〔男女共同参画課、福祉事務所〕
- (2)個人情報の取り扱いは厳重に行い、関係機関等と連携するために被害者情報を提供する際にも、特段に配慮します。また、被害者本人以外から被害者の情報に関する問い合わせがあった場合には情報を秘匿します。〔男女共同参画課、関係課〕
- (3)住民基本台帳の閲覧制限の支援措置については、被害者へ十分な情報提供を行うとともに、被害者の安全に配慮した上で、適切に実施します。〔男女共同参画課、各区市民保険年金課〕
- (4)基幹業務システム（税務、国民健康保険、国民年金、共通宛名等）を再構築する際には、住民基本台帳の閲覧制限をしている被害者等の個人情報をシステム上でより安全に取り扱うための方法について検討し、新しい基幹業務システムに反映させます。〔情報システム課、関係課〕

## ■基本目標Ⅳ 関係機関等との連携・協力の推進

### 1 関係機関との連携・協力体制の強化

#### <現状と課題>

被害者はさまざまな問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を被害者の立場に立って行う必要があります。

そのため、これまでに、庁外のネットワーク会議として、男女共同参画相談支援センターが女性相談員等連絡会議や女性の人権相談機関連絡会、DV被害者保護支援関係機関連絡会議などに参加し、警察・女性相談所・弁護士会等と必要な連携・協力を図ってきました。今後もこうしたネットワーク会議に参加すること等を通じて被害者支援への認識を共有するとともに、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するのに有効な連携・協力体制を強化していく必要があります。

さらに、被害者が相談機関につながりやすくなるように、DVの早期発見及び必要な情報を提供するための連携・協力体制を整備していくことが重要です。

#### 【具体的な施策】

- (1) 民生委員・児童委員、愛育委員、DV被害者サポーターをはじめ、安全安心ネットワークなどの地域で活動している団体等にDV防止のための情報提供や研修を行うなど、被害者を早期に発見するための働きかけを行います。(Ⅱ-1再掲)
- (2) 保健・医療機関、地域こども相談センター、学校、幼稚園、保育園、地域子育て支援センター、地域包括支援センターと連携・協力することで、被害者の早期発見に努めます。(Ⅱ-1再掲)
- (3) 関係機関との円滑な連携・協力を通じて、被害者支援の充実に努めます。特に被害者の安全確保に向け、警察や女性相談所、弁護士会等との協力体制を強化します。〔男女共同参画課〕
- (4) 被害者の安全で円滑な支援のあり方を協議できる関係者ケース会議などの体制を整備します。関係者ケース会議は、困難なケースについて話し合いができるよう、基本体制を整え、必要に応じて関係者に加わってもらうなどにより、随時開きます。〔男女共同参画課〕
- (5) 外国人の被害者、高齢の被害者、障害のある被害者の支援に向け、関係機関との協力体制の整備に努めます。〔男女共同参画課、国際課、高齢者福祉課、障害福祉課〕

## 2 民間団体等との連携・協力及びDV被害者支援団体への支援の強化

### <現状と課題>

本市では、さなか条例に基づき、市民・事業者と協働して男女共同参画社会の形成を図ることとしており、DV施策についても、早くから民間団体や事業者と協力して実施してきました。現在は、DV防止啓発講座等の共催、緊急一時保護時の被害者の移送、被害者の保護、被害者への同行支援、被害者への経済的支援など、途切れのない支援において、民間団体等が重要な役割を果たしています。

今後は、こうした施策を継続して実施できるような協力関係を維持発展させるとともに、DV被害者支援活動を主な活動とはしていない民間団体等との連携・協力の可能性について検討し、被害者支援の充実等を図っていく必要があります。

### 【具体的な施策】

- (1)民間団体等と協働で、DV防止啓発活動を行います。〔男女共同参画課〕
- (2)民間事業者とともに、緊急一時保護を安全・確実に実施します。〔男女共同参画課〕
- (3)民間のDV被害者支援団体に対して、シェルター運営を支援するための補助金を交付します。〔男女共同参画課〕
- (4)民間でDV被害者支援の活動が幅広く展開されるとともに、そうした活動が継続的安定的に行われるよう、財政的な支援等のあり方について検討します。〔男女共同参画課〕
- (5)被害者の自立支援に向け、幅広いニーズに応えるため、民間のDV被害者支援団体等との連携・協力を強化します。〔男女共同参画課〕
- (6)高齢者・障害者・外国人・犯罪被害者等に関する民間団体との情報交換や連携を通じて、被害者支援の充実に努めます。〔男女共同参画課〕



### 3 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

#### <現状と課題>

被害者から、相談や支援等に関して苦情の申し出があった場合には、各関係課等で適切に対応しますが、被害者支援にあたっては、発見・相談・保護・自立の段階でさまざまな関係機関等が連携していることから、その苦情の原因はどの段階で発生したのか等を分析し、必要に応じて支援のあり方や連携の仕方等についても見直しを行うことが大切です。

また、市民から、さんかく条例に基づく苦情の申し出がなされたときには、男女共同参画専門委員会の意見を聴き、適切な対応に努める必要があります。

#### 【具体的な施策】

- (1)相談・保護・支援等について、被害者から苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な場合は支援・連携の仕方を見直します。  
〔男女共同参画課、関係課〕
- (2)本市が行うDV施策等に関して、さんかく条例第20条に基づく苦情の申し出が市民からあったときは、男女共同参画専門委員会に諮り、制度や運営の改善に努めます。〔男女共同参画課〕